厚生労働省健康局健康課

令和4年度向けデータ標準レイアウト改版の使用開始時期について(情報提供)

日頃より、予防接種行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 今般、内閣府大臣官房番号制度担当室及び総務省大臣官房個人番号企画室より、「令 和4年のデータ標準レイアウト改版の実施時期について」(令和3年7月9日付事務連 絡)(別添)が発出され、令和4年度向けデータ標準レイアウトの使用開始想定時期及 び令和4年度の地方税関係情報を必要とする事務手続の留意事項等が示されておりま すので、お知らせいたします。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)に基づく新型コロナウイルスワクチンの予防接種記録に係るマイナンバー情報連携を行うための改修に要する経費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の対象となりますので、本補助金交付要綱(令和 2 年 12 月 28 日厚生労働省発健 1228 第 6 号厚生労働事務次官通知)に従い、適切に交付申請等を行っていただくようお願いします。

また、令和4年度向けデータ標準レイアウト改版におけるPHR(パーソナルヘルスレコード)の拡大に向けた対応については、追ってお示しします。

各府省番号制度主管課 御中

内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室

令和4年6月のデータ標準レイアウトの改版の実施時期について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22 条第1項の規定に基づく情報提供に用いるデータ標準レイアウトについては、 情報照会する事務手続及び情報提供する情報等を追加する改版を6月に、情報 照会機関等を追加する改版を10月及び2月に実施しております。

令和4年6月の改版については、同年6月20日頃とすることを想定しております。改版に係るマスター配信、機関間試験、副本登録等のスケジュールについては、現時点では、別添「令和4年6月データ標準レイアウト改版の全体スケジュール(想定)」を御参考ください(本事務連絡は、上記改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日(以下「運用開始日」という。)を決定したことをお知らせするものではありません。運用開始日については別途正式に通知します。)。

なお、令和4年度(令和3年分所得)の個人住民税の課税情報(以下「令和4年度課税情報」という。)の提供が可能となるのは運用開始日以降となります。これを踏まえ、事務処理に当たり令和4年度課税情報を必要とする事務手続については、原則として、運用開始日以降に情報連携により、事務処理を行う必要がありますが、例えば新規の申請等を受け付けた場合に標準処理期間内に処理する必要がある等のやむを得ない事情で、情報連携による事務処理が困難な場合は、該当市町村への文書照会等、極力申請者の負担が少ない方法により事務処理を行うことが適当ですので、必要に応じ、周知・要請をお願いします。

貴課におかれましては、本事務連絡の内容につき、関係制度所管課を通じて、 情報照会機関・情報提供機関となる行政機関、地方公共団体等に対する周知をお 願いします。

(以上)

令和4年データ標準レイアウト改版の全体スケジュール (想定)

令和3年7月9日時点

								14	413十7	10 11111
	令和3年度						令和4年度			
	6月		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
マイルストーン	A. 6版のデ レイアウト:				配信マスタ	一事前提供			▲ 開始(6/20년 日は別途通知	
					接続	接続検証用マスター配信等				
				本番用				用マスター配信等		
							用マスター配作 治体向け)	言 		
作業			法定事務に保 変更申請等	₹ 3						
			独自利用事務届出							
	既存シス			テム改修・団体内試験等			機関間試験			
								副本登録		